

広島港港湾計画書

— 軽易な変更 —

平成 26 年 5 月

広島港港湾管理者
広 島 県

本計画書は、港湾法第三条の三の規定に基づき、

- ・平成11年 1月 広島県広島港地方港湾審議会
- ・平成11年 3月 港湾審議会第168回計画部会

の議を経、その後の変更については、

- ・平成13年12月 広島県広島港地方港湾審議会
- ・平成16年 3月 広島県広島港地方港湾審議会
- ・平成17年10月 広島県広島港地方港湾審議会
- ・平成19年 9月 広島県広島港地方港湾審議会
- ・平成20年 1月 広島県広島港地方港湾審議会
- ・平成20年 3月 交通政策審議会第29回港湾分科会
- ・平成22年 8月 広島県広島港地方港湾審議会
- ・平成22年11月 交通政策審議会第39回港湾分科会
- ・平成23年10月 広島県広島港地方港湾審議会
- ・平成23年12月 交通政策審議会第47回港湾分科会

の議を経た広島港の港湾計画の軽易な変更をするものである。

目 次

変更理由	1
土地造成及び土地利用計画	2
1 土地利用計画	2

変更理由

五日市地区において、臨海部への企業誘致を促進するため、土地利用計画を変更する。

土地造成及び土地利用計画

五日市地区において、臨海部への企業誘致を促進するため、土地利用計画を変更する。

1 土地利用計画

(単位：ha)

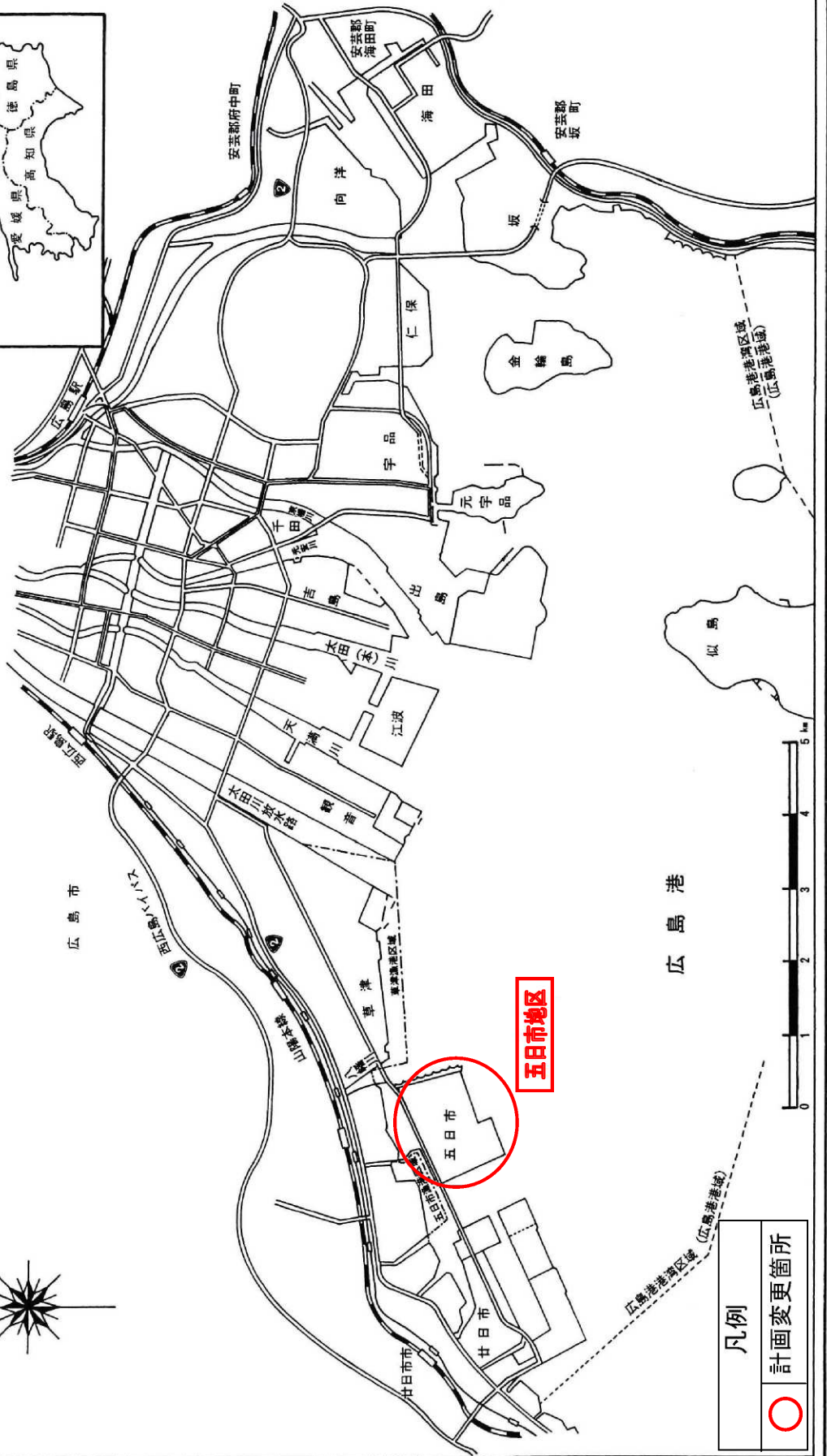
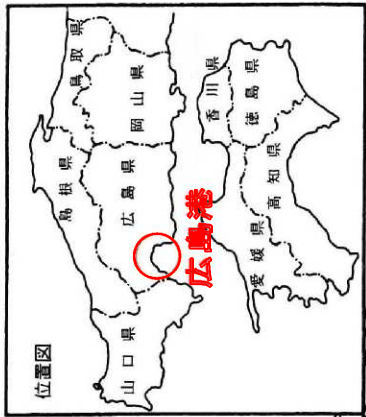
用途 地区名	埠頭 用地	港湾 関連 用地	工業 用地	都市 機能 用地	交通 機能 用地	緑地	合 計
五日市 地区	(22) 22	(22) 22	(35) 35	18	(19) 19	(42) 42	(140) 158

注1 ()は、港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する区域の保全に特に密接に関連する土地利用計画で内数である。

注2 端数整理のため、内訳の和は必ずしも合計とはならない。

注3 今回の変更に係る地区についてのみ記述した。

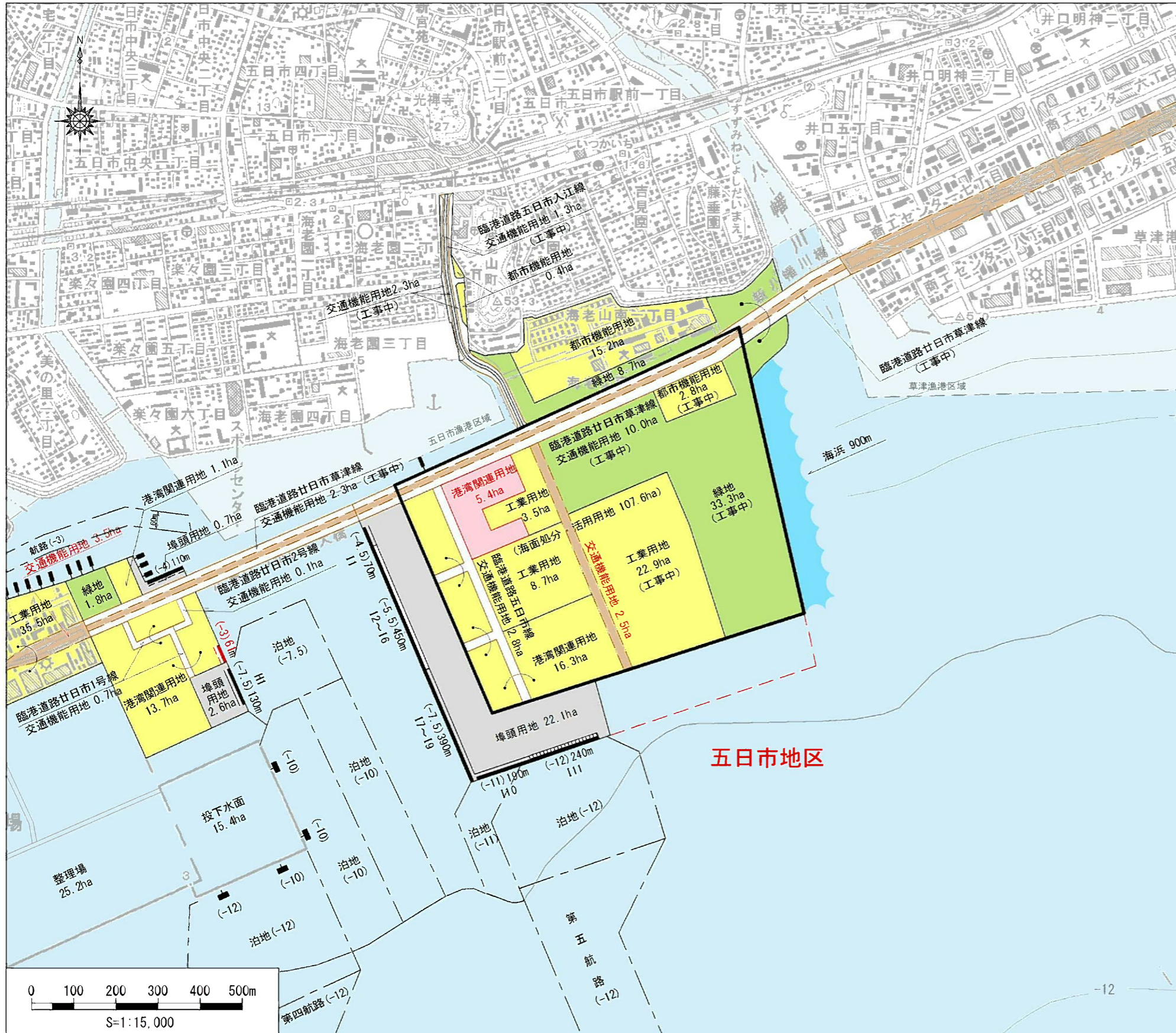
広島港港湾計画位置図



凡例
○ 計画変更箇所

広島港港湾計画図

(五日市地区)



凡 例	
	航路・泊地 (既設)
	航路・泊地 (既定計画)
	公共岸壁 (既設)
	公共耐震強化岸壁 (既設)
	公共物揚場 (既設)
	公共物揚場 (既定計画)
	ドルフィン (既設)
	小型さん橋 (既設)
	海浜 (既設)
	埠頭用地 (既設)
	緑地 (既設)
	臨港道路 (既設)
	その他道路 (既設)
	その他道路 (既定計画)
	その他の用地 (既設)
	その他の用地 (今回計画)
	海面処分・活用用地 (既設)
	将来構想

この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の2万5千分1地形図を複製したものである。(承認番号 平26中複、第5号)